

環境技術実証モデル事業（有機性排水処理技術分野）の概要について

1. 環境技術実証モデル事業の概要

(1) 目的

- ベンチャー企業等が開発した環境技術の普及促進
- 最適な環境技術実証の手法や体制の確立

- ・ 既に適用可能な段階にあり、有用と思われる先進的環境技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーが安心して使用することができず、普及が進んでいない場合がある。
- ・ このため、環境省では、平成 15 年度より、「環境技術実証モデル事業」を開始し、このような普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する事業を試行的に実施している。
- ・ 本モデル事業の実施により、ベンチャー企業等が開発した環境技術の普及を促進し、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化を図るとともに、最適な環境技術実証の手法や体制を、確立していくことを目指す。

(2) 「実証」の意味について

- 第三者機関が環境保全効果などを試験などで客観的なデータとして示すこと

- ・ 本モデル事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも使用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能（環境保全効果等）を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいう。
- ・ 「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なる。

(3) 実証に関する費用分担について

- 対象技術の持ち込み、設置、撤去等に係る費用を除き、原則国費負担
- 技術分野設置の 3 年目以降は、受益者負担の考えに基づく「手数料徴収体制」へ

- ・ 本事業では、実証方法が確立されるまでの間（1 技術分野につき原則 2 年間）は、対象技術の持ち込み、設置、撤去等にかかる費用を除き、原則国が費用を負担するが、その後は受益者負担の考え方に基づき申請者にも応分の負担が求められる。
- ・ この考え方に基づき、17 年度より、「国負担体制」と「手数料徴収体制」に分けて、モデル事業を実施することとしている。

(4) 環境技術実証モデル事業及び実証を行った技術の普及方策について

○実証試験結果はホームページ等にて広く一般に公表

○実証試験を行った技術へのロゴマークの交付

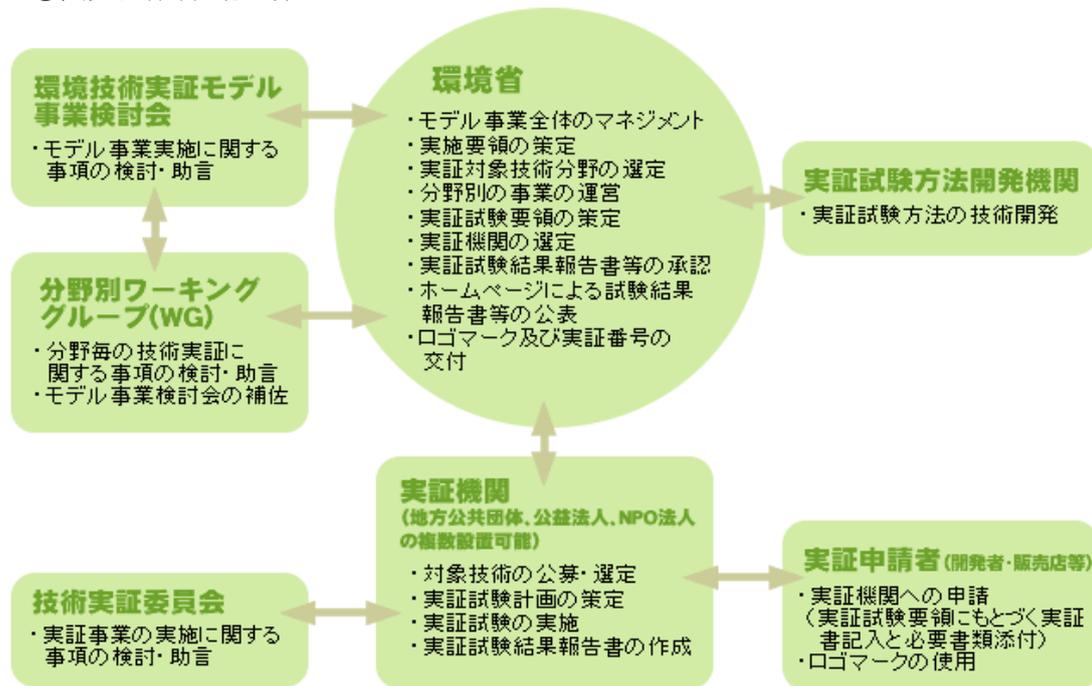
- ・ 実証試験より得られた結果は、環境省が技術毎に報告書を取りまとめホームページにて広く一般に公表するとともに、報告書の概要版を取りまとめた冊子を配布している。
- ・ また、同様に、各実証機関でもホームページ等において、実証試験の結果や紹介パンフレットなどを公表している。
- ・ 環境技術実証モデル事業及び実証を行った技術を一般に広く普及させることを目的としてロゴマークを定め、実証試験を行った技術の紹介や広告等のために活用されている。
- ・ 「エコプロダクツ 2006」(平成 18 年 12 月 14 日(木)～16 日(土))において、本事業の紹介やこれまで実施してきた実証の成果について、出展するとともに、今後の事業の発展に関するシンポジウムを開催した。
- ・ 「エコプロダクツ 2007」(平成 19 年 12 月 13 日(木)～15 日(土))において、本事業の紹介やこれまで実施してきた実証の成果について出展するとともに、これまでの成果を報告等し、今後の発展を考えるシンポジウム(題)環境技術実証モデル事業シンポジウム ～環境立国・日本を支える環境技術の普及戦略について～)を開催する予定。

図表 環境技術実証モデル事業 ロゴマーク

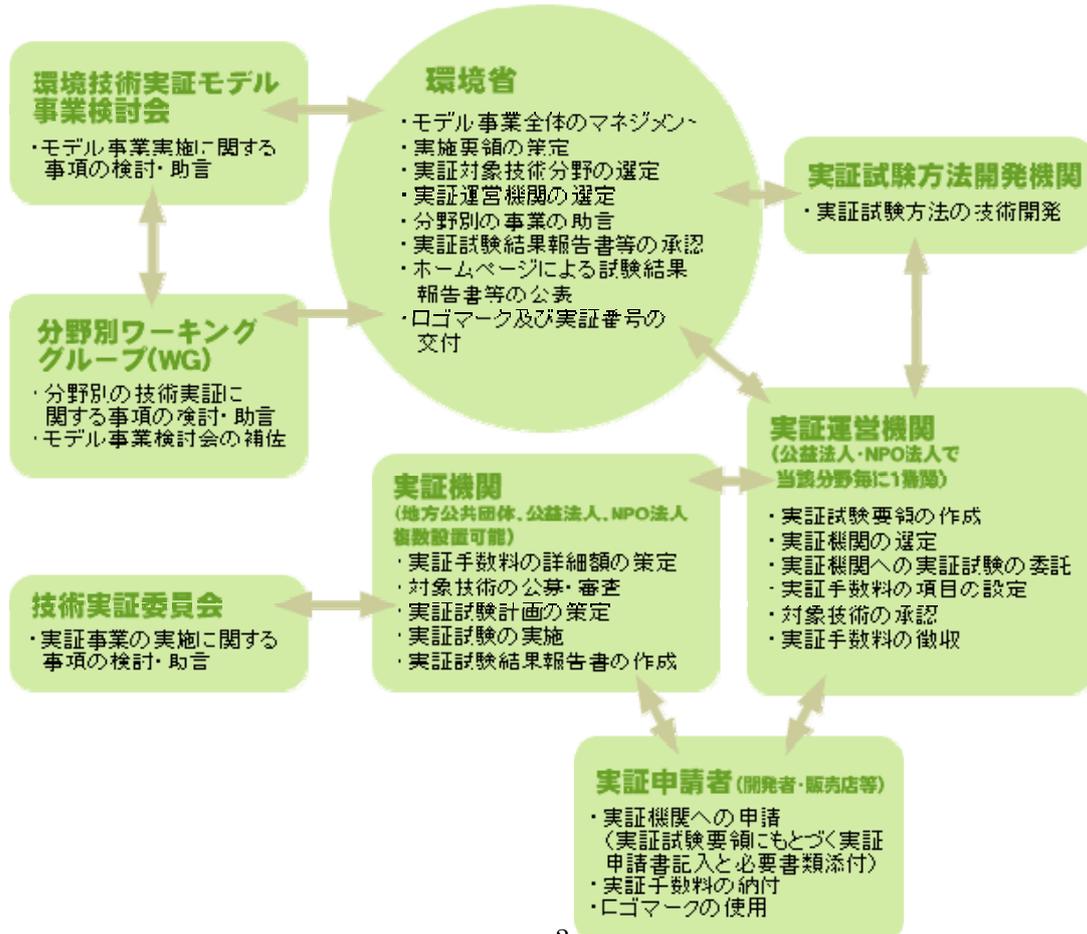


(5) 事業実施体制

①国負担体制 (参考)

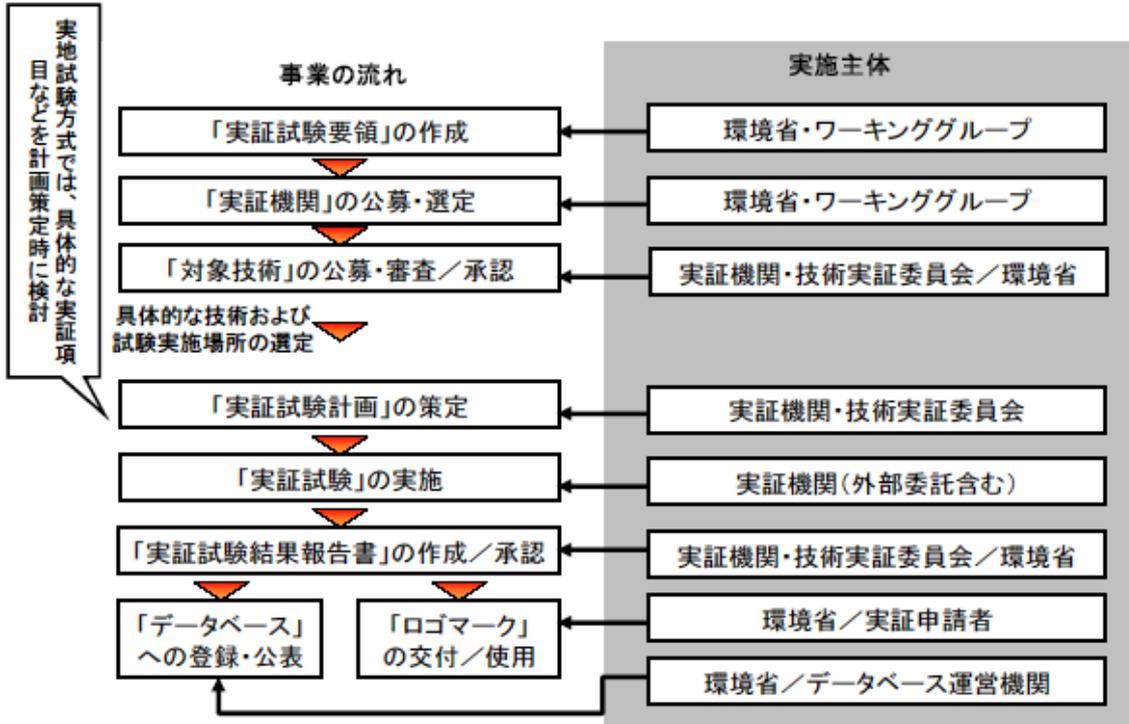


②手数料徴収体制 (現状の本技術分野)

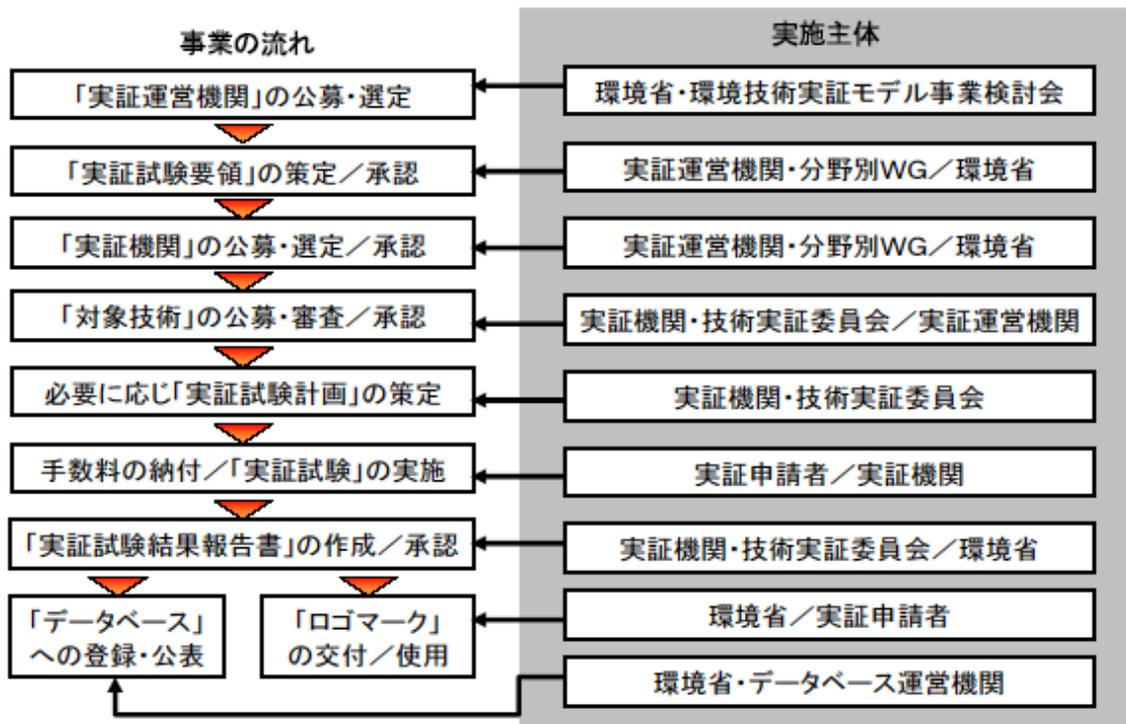


(6) 事業の流れ

① 国負担体制 (参考)



② 手数料徴収体制 (現状の本技術分野)



2. これまでの検討経緯

- 本事業の初年度である平成 15 年度に小規模事業場向け有機性排水技術分野 WG が設置され、実証試験要領等の検討が開始した。平成 15、16 年度においては、国負担体制で同技術の実証を実施した。
- その後、平成 17 年度においては、手数料項目を含む実証試験要領の検討、策定が行われ、平成 18 年度には手数料徴収体制で 2 社 2 技術が実証された。
- 平成 19 年度は、同体制において 2 社 2 技術について実証を行っているところである。

<これまでの検討経緯>

日時	WG・分科会・拡大 WG における主な検討事項
平成 15 年度	
6 月 26 日	・小規模事業場向け有機性排水処理技術 実証試験要領（案）について
7 月 16 日	・同技術 実証試験要領（案）に対する意見表明
7 月 30 日	・同技術 実証試験要領（二次案）について ・実証機関の募集・選定について
8 月 26 日	・実証機関の選定 → 大阪府、広島県、石川県を選定
3 月 11 日	・実証試験の実施状況について
平成 16 年度	
4 月 19 日	・小規模事業場向け有機性排水処理技術 実証試験結果報告書の検討 ・同技術 実施試験要領の見直し（第二版） ・実施機関の公募・選定について
6 月 1 日	・実証機関の選定 → 大阪府、香川県、埼玉県、広島県、福島県を選定
3 月 31 日	・同技術 実証試験結果報告書の検討
平成 17 年度	
10 月 6 日	・小規模事業場向け有機性排水処理技術 手数料項目案の検討 ・同技術 実証試験要領の見直しについて
12 月 7 日	・同技術 実証試験要領の見直し ・同技術 手数料項目について
2 月 20 日	・同技術 実証試験要領（第三版）について ・実証機関の募集・選定について
平成 18 年度	
7 月 19 日	・小規模事業場向け有機性排水処理技術 実証機関の選定 → 大阪府、広島県を選定
3 月 19 日	・同技術 実証試験結果報告書の検討
平成 19 年度	
6 月 28 日	・小規模事業場向け有機性排水処理技術 実証機関の選定 → 大阪府、(社) 埼玉県環境検査研究協会を選定
12 月 5 日	・事業や対象技術への要望・意見 ・実証によるメリット向上についての要望・意見

3. これまでの実証実績等

- 小規模事業場向け有機性排水技術分野ではこれまでに20社20技術実証を行っている。
- 平成19年度は2社2技術について実証を行っているところである。

<これまでの実証実績>

実証済技術	環境技術開発者	年度
微生物油脂分解・間欠式全面ばっ気法	株式会社ゲイト	H15
微生物油脂分解・生物処理法	アムズ株式会社	
酵素反応・流動床式接触ばっ気法	株式会社水工エンジニアリング	
油脂分解菌付着固定床式接触ばっ気法	コンドーFRP工業株式会社	
複合微生物活用型トルネード式生物反応システム	株式会社バイオレンジャーズ	
凝集反応・電解浮上分離法	有限会社リバー製作所	
浮上油等の自動回収処理システム	広和エムテック株式会社	
活性汚泥併用接触ばっ気法	株式会社アクアメイク	
粉末凝集剤を用いた加圧浮上法	株式会社トーエネック	H16
浮上油自動回収システム	株式会社丸八	
振動フィルター併用凝集加圧浮上法	株式会社御池鐵工所	
担体流動槽式食堂排水処理装置	フジクリーン工業株式会社	
傾斜土槽法による厨房排水の高度処理装置	株式会社四電技術コンサルタント	
膜分離活性汚泥法	株式会社クボタ	
生物膜（回転接触体）法	積水アクアシステム株式会社	
微生物製剤添加型ハイブリッド生物処理法	株式会社エス・エル	
揺動床式生物処理法	デンセツ商事株式会社	H18
微生物共生材を使用した有機性排水の処理	常磐開発株式会社	
垂直重力式油水分離器（VGS）	日東鐵工株式会社	
食品残さ回収システム『ラクッちゃ〜』	有限会社 KOMATSU	

<今年度の実証実績>

実証対象技術	環境技術開発者	年度
固形有機物分解システム『ジャリッコ排水処理システム』	株式会社マサキ設備	H19
電解式污水处理装置（DZ101KC）	株式会社エヌティ・ラボ	

(ご参考) 応募技術数と実証技術数

年度	実証機関	応募技術数	実証技術数
H15	大阪府	13 技術	4 技術
	広島県	7 技術	2 技術
	石川県	6 技術	2 技術
H16	大阪府	4 技術	2 技術
	香川県	10 技術	2 技術
	埼玉県	5 技術	2 技術
	広島県	5 技術	3 技術
	福島県	3 技術	1 技術
H18	大阪府	3 技術	2 技術
	広島県	0 技術	0 技術
H19	大阪府	3 技術	1 技術 (実証試験中)
	(社) 埼玉県環境検査研究協会	3 技術	1 技術 (実証試験中)

(以上)